

平成25年度幕別町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度幕別町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	9, 100戸
(2) 年間総給水量	2, 303, 100m ³
(3) 一日平均給水量	6, 310m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			561, 197千円
第1項 営業収益			539, 709千円
第2項 営業外収益			21, 488千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			579, 581千円
第1項 営業費用			506, 990千円
第2項 営業外費用			72, 491千円
第4項 予備費			100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額197, 060千円は当年度分損益勘定留保資金197, 060千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			97, 730千円
第1項 企業債			89, 000千円
第6項 負担金			8, 730千円
	支	出	
第1款 資本的支出			294, 790千円

第1項 建設改良費 148,501千円
 第4項 企業債償還金 146,289千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管布設整備事業	89,000	普通貸借	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その他の場合は、その債権者と協定するものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 39,290千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、3,866千円と定める。

平成25年3月5日

中川郡幕別町長 岡田 和夫